

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年2月18日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 小林 豊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している共通発行管理システム（以下「本システム」という。）の端末等の運用支援・保守を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本システム端末等の構成及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 共通発行管理システムの端末等の運用支援・保守
- (2) 業務内容 気象庁総務部総務課及び総務部人事課に設置している本システム端末等の定期及び緊急保守、ソフトウェアサポート並びに運用支援を行う
- (3) 履行期間 令和7年4月1日(火)から令和7年12月26日(金)

3 業務目的

本業務は、気象庁総務部総務課及び総務部人事課に設置している本システム端末等の定期及び緊急保守、ソフトウェアサポート並びに運用支援を行い、本システム端末等の安定稼働を維持することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土

交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本システム端末等は、デジタル庁が管理する国家公務員身分証共通発行管理システムに接続し、当庁の国家公務員身分証及び通行証の発行等の職員情報管理業務を行う重要な機器であること、並びに国家公務員 I C カード情報の取扱い及び情報保護が重要であることを理解し、職員情報管理業務に支障を与えないように迅速・確実に作業を行う技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本システム端末等の性能・機能仕様を熟知し、且つ、国家公務員身分証共通発行管理システムについても理解した上で、保守に必要な技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

①当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

②当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期間に本業務を実施する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

国家公務員身分証共通発行管理システムに接続する端末等の保守及び運用支援を実施した実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 安藤 美樹

電話 03-6758-3900 (内線 2515)

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年2月18日(火)から令和7年3月10日(月)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和7年3月11日(火)17時まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

(Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp 宛てに送付すること。)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提

出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。